（機構と利用者証明検証者との間での取決めの内容）

第六十二条　法第三十六条第二項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

［一～三　略］

四　その他主務大臣が必要と認める事項

（保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の提供の方法）

第六十三条　令第二十四条第一号及び第二号の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。

（保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供の方法）

第六十四条　令第二十五条第一号及び第二号の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。

（利用者証明用電子証明書失効情報等の提供の求めを終了する旨の届出事項）

第六十四条の二　令第二十五条の二第一項に規定する主務省令で定める事項は次に掲げるとおりとする。

［一・二　略］

（利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認のための措置）

第六十四条の三　法第三十八条第二項に規定する主務省令で定める措置は、第四十二条第二項の規定により設定した暗証番号の入力とする。

（特定利用者証明検証者による利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認）

第六十四条の四　法第三十八条の二第一項に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

［一・二　略］

（認可の申請）

第六十四条の五　［略］

2　法第三十八条の二第二項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

［一・二　略］

（確認の業務の用に供する設備の基準）

第六十四条の六　法第三十八条の二第三項第二号に規定する主務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　法第三十八条の二第一項の規定による主務大臣の認可を受けようとする者（第六号において「認可申請者」という。）が認可を受けて行う確認の業務の用に供する設備のうち、特定利用者証明検証者証明符号の電子計算機処理又は管理に用いる設備（以下この条及び第八十二条第七号において「特定利用者証明検証者証明符号電子計算機処理等設備」という。）は、入出場を管理するために必要な措置が講じられている場所に設置されていること。

［二～七　略］

（軽微な変更）

第六十四条の七　法第三十八条の二第四項に規定する主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

［一・二　略］

（機構と利用者証明検証者との間での取決めの内容）

第六十二条　法第三十六条第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

［一～三　同上］

四　その他総務大臣が必要と認める事項

（保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の提供の方法）

第六十三条　令第二十四条第一号及び第二号の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供の方法）

第六十四条　令第二十五条第一号及び第二号の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（利用者証明用電子証明書失効情報等の提供の求めを終了する旨の届出事項）

第六十四条の二　令第二十五条の二第一項に規定する総務省令で定める事項は次に掲げるとおりとする。

［一・二　同上］

（利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認のための措置）

第六十四条の三　法第三十八条第二項に規定する総務省令で定める措置は、第四十二条第二項の規定により設定した暗証番号の入力とする。

（特定利用者証明検証者による利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認）

第六十四条の四　法第三十八条の二第一項に規定する総務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

［一・二　同上］

（認可の申請）

第六十四条の五　［同上］

2　法第三十八条の二第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

［一・二　同上］

（確認の業務の用に供する設備の基準）

第六十四条の六　法第三十八条の二第三項第二号に規定する総務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　法第三十八条の二第一項の規定による総務大臣の認可を受けようとする者（第六号において「認可申請者」という。）が認可を受けて行う確認の業務の用に供する設備のうち、特定利用者証明検証者証明符号の電子計算機処理又は管理に用いる設備（以下この条及び第八十二条第七号において「特定利用者証明検証者証明符号電子計算機処理等設備」という。）は、入出場を管理するために必要な措置が講じられている場所に設置されていること。

［二～七　同上］

（軽微な変更）

第六十四条の七　法第三十八条の二第四項に規定する総務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

［一・二　同上］